

I-10 地域移行 素案

【表題】 「地域移行」の法定化

【結論】

- 「地域移行」とは、単に住まいを施設や病院から元の家庭生活に移すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。障害の程度や状況、支援の量等に問わず、すべての障害者が、地域で暮らす権利をもつことから、地域移行の対象となる。
- 国は、地域移行を促進することを法に明記し、重点的な予算配分措置を伴った政策として、①地域移行プログラムの実施、②地域基盤を整備する計画の2つからなる「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）を策定することを法定化すること。

【説明】

障害者自立支援法において、平成23年度末までに、身体・知的の施設入所者の1割（13,000人）の地域移行と精神病院からの72,000人の退院促進が、地域移行政策の目標として謳われた。だがその成果は非常に乏しい。平成17年10月の身体障害者・知的障害者向けの施設入所者139,009人から平成21年10月には136,016人と、3,000人しか減っていない（達成率23%）。また平成15年度から21年度ま

での^{かねん}7ヶ年で、^{せいしんしょうがいしゃちいきいこうしえんとくべつたいさくじぎょう}精神障害者地域移行支援特別対策事業を使^{つか}って^{たいいできひと}退院出来た人は
ごうけい^{ごうけい}合計で2,819人^{にん}しかいない（^{たっせいりつ}達成率3.9%）。

^{ほんらいだれ}本来は誰^{ちいき}もが^く地域で^{いとな}暮らしを^{そんざい}営む存在であり、^{しょうがいしゃ}障害者が^{いっしょう}一生を^{しせつ}施設や^{びやういん}病院で
^す過ごすことは^{ふつう}普通ではない。入所者・入院者が^{にゆうしよしゃ}住みたいところを^{にゆういんしゃ}選ぶ、^す自分の^{えら}暮らしを^{じぶん}暮
^{てんかい}らしを展開するなど、^{しょうがいしゃほんにん}障害者本人の^{いし}意志や^{きぼう}希望、^{せんたく}選択が^{そんちよう}尊重される^{しえん}支援の^{しく}仕組み
^{せんたくし}と^{つく}選択肢を作ることが^{さつきゅう}早急に^{ひつよう}必要である。これは^{ちいき}地域で^{せいかつ}生活する^{かぞく}家族の^{じょうきよう}状況や
^{しえんぶそく}支援不足から^{きぼう}希望していない^{せいかつかんきよう}生活環境にある^{しょうがいしゃ}障害者についても、^{ほんらいちいきいこう}本来^{ほんらい}地域^{ちいきいこう}移行
^{しえんたいしよしゃ}の^{ふく}支援対象者に^{おおにんずう}含まれるべきであり、^す大人数の^{かいしよ}住まいを^{ちいきせいかつ}解消し、^{ちいきせいかつ}地域生活を
^{じつげん}実現できるように^{けんとう}することも^{けんとう}検討されるべきである。

^{ちいきいこう}地域^{そくしん}移行の^{ちほう}促進にあたって、^{ちいききばんせいび}地方における^{ざいせいとう}地域^{かくさとう}基盤整備や^く財政等の^く格差等、^く国
^{ちほう}と^{ざいせいふたんこうぞう}地方の^{かだい}財政負担構造など^{たん}課題があるなかで、^{しせつ}単に、^{にゆうしよていいん}施設の入所^{びやういん}定員や^{びやういん}病院の
^{びやうしよすう}病床数の^{げん}減を^{ほうていか}法定化することは、^{かぞく}家族の^{ふあん}不安や^{ふたん}負担を^し強いる^{きけんせい}危険性と^{こんらん}混乱を^{まね}招
^ききかねない。そこで^{ちいきいこう}地域^{ちいきいこう}移行は、^{ちいきいこう}地域^{ぶろぐらむ}移行プログラムを^{にゆうしよ}入所・^{にゆういん}入院している
^{しょうがいしゃ}障害者に^{ていきよう}提供しつつ、^{だれ}誰もが^く暮らせるための^{ちいきしげん}地域^{しえん}資源と^{すてむ}支援システムを^{せいび}整備す
^{ひつよう}必要がある。さらに、^{しゅうちゆうてき}集中的に^{ちいきいこう}地域^{そくしん}移行を^{ちいききばんせいび}促進するために、「^{ちいききばんせいび}地域^{ちいききばんせいび}基盤整備10
^{かねんせんりやく}カ^{かしょう}年^{さくてい}戦略」（^{かしょう}仮称）の^{ほうていか}策定を^{ほうていか}法定化し、^{そうごうふくしほう}総合福祉法の中で^{なか}重点的^{じゆうてんてき}な^{よさんはいぶん}予算^そ配分^ち措置
^{ともな}を^{しさく}伴った^い施策^ちとして^{こと}位置^{こと}づける事とする。

ひょうだい
【表題】

ちいききばんせいび かねんせんりやく かしょう ちいきいこうぶろぐらむ
「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）における地域移行プログラム

けつろん
【結論】

- ちいきいこうぶろぐらむは、ぴあさぽーたー（ちいきいこう しえん しょうがいしゃ）を含む様々な支援者からの支援を受けつつ、じりつせいかつ じっさい たいけん のをいう。
- にゅうしょしゃ にゅういんしゃ みずか たいけん ぶろぐらむ せんたく することからはじまる。ちいきいこうぶろぐらむ は、ひとり じょうきょう あ かくてい ので、ぶろぐらむ にゅうしょしゃ にゅういんしゃ あ 合わせるものではない。
- ぴあさぽーたー とう にゅうしょしゃ にゅういんしゃ いし きぼう き ききとりつつ、しえん す のうはう をもっているため、じゅうよう じんてきしげん ちゅうしんてき やくわり になる。
- ちいきいこうぶろぐらむ は、さまざまなせんたくし ようい しせつ びょういん から がいしゅつ ふくしきーびす たいけんてき りよう ちいきせいかつ たの たいけん する中で、なか じぶん ちいきせいかつ いめーじ じっし できるよようにし、実施においては、しせつ びょういん ちいきしえんしゃとう れんけい すず 施設・病院と地域支援者等の連携のもとで進められる。
- ぶろぐらむ じっし ひとり ぶろぐらむ ごと、しえん ひつよう な がいぶしゃ がか する ため、し けんいき ちいきいこう ていちゃくしえん おこな きよてん と してせんたーをせっち 設置する。

- 施設・病院の職員が、地域生活支援の専門職としての役割を果たせるよう移行支援プログラムを利用できるようにする。

【説明】

現行の入所者・入院者が、どのようなニーズがあって入所・入院しているのか、定期的にそのニーズを図る必要があり、社会的入所・入院の軽減を目指すなければならない。その際、施設・病院関係者だけでなく、外部者（地域支援者、ピア、地域自立支援協議会、市民などさまざまな立場の者）が参加できる仕組みを作ることは、安易な入所・入院を避けるためにも重要である。

そこで地域移行のプログラムは、障害者の意志や決定を確認し、それを実現するためのものであり、入所者・入院者が自ら選ぶことを基本としたものである。

また、ステップ型のプログラムに入所者・入院者が合わせ、一定のプログラムを経なければ地域移行できないものではなく、個別に作成されたものが必要である。

また地域移行・定着支援を重点化するため、市・圏域レベルに地域移行・定着支援の拠点のセンター及び人員を配置することとする。この拠点センターにおいては、安価な支援としてピアサポートをとらえるのではなく、ピアを地域移行

推進のための重要な人的資源と位置づけ、ピアサポーターの育成ならびに地域移行支援活動に対する正当な報酬等の財源を確保すべきである。

このセンターが提供する体験プログラムには、まず施設・病院から外出した

り、^{ちいき}地域での^{せいかつ}生活を^{たの}楽しむ^{たいけん}体験をするなどしながら、^{じぶん}自分の^{ちいきせいかつ}地域生活をイメージする^{きかん}期間も^{ひつよう}必要である。そのため^{ちいき}地域の^{いどうしえんとう}移動支援等の^{ふくしき}福祉サービス^{りよう}を利用できる^{しく}仕組みが^{ひつよう}必要である。また^{けいざいてき}経済的に^{こんなん}困難な^{にゅうしょしゃ}入所者・^{にゅういんしゃ}入院者にはその^{ひよう}費用を^{じよせい}助成する^{しく}仕組みが^{ふかけつ}不可欠である。

さらには^{げんこう}現行の^{しせつ}施設・^{びょういん}病院の^{しよくいん}職員がその^{せんもんせい}専門性を^{ちいきしえん}地域支援に^い活かしていくことも、^{ちいきいこう}地域移行を^{すいしん}推進していく^{うえ}上で^{もと}求められることになる。その^{さい}際には、^{しよくいん}職員にも^{いっぺい}一定の^{いこう}移行^{ぶろぐらむ}プログラムが^{ひつよう}必要である。^{しえん}支援の^{かた}あり方について、^{してん}視点の^{てんかん}転換が^{ひつよう}必要と思われるからである。この^{ぶろぐらむ}プログラムの^{じっし}実施も、^{じょうき}上記の^{ちいきいこう}地域移行・^{ちいき}地域^{ていちやくしえん}支援センターの^{にんむ}任務とする。

【表題】

「^{ちいき}地域^{きばん}整備^{せいび}10カ^か年^{ねん}戦略」^か（^{かね}仮称）^{りやく}における^か地域^{きばん}整備^{せいび}計画^{けいかく}

【結論】

- ^{しょうがいしゃ}障害者の^{ちいきいこう}地域移行を^{そくしん}促進するよう、^{とぼ}乏しい^{しゃかいしげん}社会資源を^{おぎな}補う^{けいかく}計画を^{さくてい}策定する。
- ^{あら}新たな^{ちいき}地域における^す住まいの^{かくほ}確保、^{にっちゅうかつどう}日中活動、^{しえん}支援サービス等を^{じゅうてんてき}重点的に^{てい}提供することを、^{すうちもくひょう}数値目標も^{めいき}明記するものとする。
- ^{かくじちたい}各自治体は、「^{ちいき}地域^{きばん}整備^{せいび}10カ^か年^{ねん}戦略」^か（^{かね}仮称）^{りやく}に基づき、^か地域^{きばん}整備^{せいび}計画^{けいかく}等^{もと}で、^{しょうがいふくしけいかくとう}障害福祉計画等で、^{ちいきせいかつしげん}地域生活資源を整備する^{すうちもくひょう}数値目標を設定し、^{せってい}と^{とりく}取り組むものとする。

- 期限や数値目標を、地域での資源整備計画と連動させるため、入所者・入院者の実態調査を行い、それらを各自治体の障害福祉計画に盛り込むものとする。調査では、入所・入院の理由や退所・退院する際の阻害要因、施設に求める機能について、障害者本人への聴き取りを行うこと。
- * 地域移行を促進するための住宅確保の施策についてはⅢを参照のこと。

【説明】

退所・退院に向けた取り組みは重要だが、その具体的な期限や数値目標は、それだけでは入所者・入院者の回転ドア現象を招きかねない。期限や数値目標は、地域での資源整備計画にこそ必要であり、両者が整合性をもって連動する必要がある。

そこで、「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）を策定し、地域における障害者向けの住宅、日中活動、訪問系サービス等を新たに大規模に提供することを目標にする。なお、この際の数値目標の具体的な中身（何万人分等）については、今後行われる入院・入所者への調査の結果等に基づいて設定することとする。また、市町村の障害福祉計画はこの「10カ年戦略」に基づいた数値目標の設定を行うべきである。

自治体の障害福祉計画等で掲げられた地域移行者目標数値に関しては、地域支援サービス整備の目標数値とともに一定の達成義務は必要だが、施設や病院から住まいを移行しただけで終るものではないため、地域での生活実態の

はあく しえんじょうきょう けんしょう いこうご おこ
把握や支援状況の検証を移行後も行なうべきである。

きばんせいび にあたっては、ちようきにゆうしょ にゆういん よぎ なくされ、そのためにじゆうきょ うしな
基盤整備にあたっては、長期入所や入院を余儀なくされ、そのために住居を失
うもしくはかぞく そえん になり、す ば 住む場がない人に対するひと たい じゆうたくかくほ ためのしきく
は重要であり、ぐるーぷほーむのせいび はじ、やちんほじょとう せいびけいかく ひつよう
は重要であり、グループホームの整備を始め、家賃補助等の整備計画が必要で
ある。

しせつたいきしゃ すべ しん しせつにゆうしょ ひつよう もの い しょうがいふくしけいかくとう
施設待機者は、全てが真に施設入所の必要な者とは言えない。障害福祉計画等
で、たんじゆん しせつたいきしゃすう しせつせつち こんきょ だとう たいきしゃ
で、単純に施設待機者数を施設設置の根拠とすることは妥当ではない。待機者は、
さまざまなふくしきーび すりよう たいきしゃ してん た ぐたいてき ちいき
さまざまな福祉サービス利用の待機者であるとの視点に立ち、具体的な地域
きばん せいび すす ひつよう さいにゆうしょ さいにゆういん しょうがいしゃ
基盤の整備を進めることが必要である。また再入所・再入院についても、障害者
ほんにん もんだい とら ちいきしえん ふそく ふび
本人の問題としてのみ捉えるのではなく、地域支援の不足・不備からくるもの
としてけんしょう ふた ちいきいこう しえん おこな ひつよう
として検証し、再び地域移行にむけて支援を行うことが必要である。

そのためにも、にゆうしょしゃ にゆういんしゃじつたいちようさ じゆうよう にゆうしょ にゆういん いた
そのためにも、入所者・入院者実態調査も重要で、なぜ入所・入院に至った
のか、にゆうしょしゃ にゆういんしゃ きぼう なに たいしょ たいいんそがいよういん
のか、入所者・入院者の希望は何か、どのような退所・退院阻害要因があるの
かを、ぶんせき くにしゆどう おこな ぜんこくてき はあく ちいきせい はあく ちいきしえん
かを、分析することを国主導で行う。全国的な把握、地域性の把握が、地域支援
のあり方にかた かか きちよう でーた ちいきいこう む と く こんきょ
のあり方に関わる貴重なデータであり、地域移行に向けた取り組みの根拠となる。

ひようだい しせつにゆうしょ
【表題】施設入所について

けつろん
【結論】

- 国及び地方公共団体は、地域生活の社会資源の拡充をはかりつつ、施設入所者の地域生活への移行をはかるものとする。
- 施設は入所者に対して、地域移行のための事業を実施し、原則として退所・退院を目標にした「個別支援計画」の策定をすること。その際、相談支援機関と連携し、利用者の意向把握と自己決定（支援付き自己決定も含む）が尊重されるようにすること。
- 施設は小規模化を促進しつつ、セーフティネットとしての機能を担うこと。

【説明】

障害福祉計画では、施設の定員削減目標、地域生活への移行目標が掲げられている。しかし、施設からの地域生活への移行と定員削減が進んでいない。今更で以上に地域生活の支援体制、グループホーム等の社会資源の拡充、公営住宅等の住宅施策の充実、必要な人へのホームヘルパー等の居宅介護の充実などを充実し、施設をセーフティネットとして機能できるよう、地域生活に向けた支援を強化すべきである。継続した医療等の支援が必要となる重症心身障害児の地域移行にあたっては、保護者や家族の不安や負担を十分に受け止め、命と生活の質が保障されるよう合意を得ながら進めることが必要である。

並行して、施設の置かれている四人部屋から個室への居住環境の改善、高齢者の支援、強度行動障害などより個別的な支援が必要な人、罪を償った人が地域

せいかついこう ぜんてい りよう せいけんきのう きょうか ちいき れんけい
生活移行を前提に利用できるような支援機能の強化と地域との連携ができる

きのう も こと しょくいんたいせい かくほ ひつよう
機能を持つ事ができる職員体制も確保する必要がある。

また、にゅうしょたいきしゃ にゅうしょきぼうしゃ かぞくいがい ちいきせいかつしえん みちすじ かのうせい
また、入所待機者や入所希望者に、家族以外の地域生活支援の道筋や可能性を

しめ とくてい せいかつようしき し はいりよ かんよう にゅうしょ
示し、特定の生活様式を強いられないように配慮することが肝要である。入所の

ちようきか さ たいしょ たいいん もくひよう こべつしえんけいかく さくてい
長期化を避けるために、退所や退院を目標にした「個別支援計画」を策定する

べきである。ちいきせいかついこう りようしゃ いこう さんちよう しえん ひつよう
地域生活移行では、あくまでも利用者の意向を尊重し、支援が必要

ひと じょうほうていきよう ちいきいこう ぶろぐらむ たいけん いこうかくにん
な人には情報提供し、地域移行プログラムを体験しながら意向確認ができる

しえん ひつよう
支援が必要である。

また、にゅうしょしせつ ちいきせいかついこう さい ちいきいこう ほ ー む たいいんしえん
また、入所施設から地域生活移行をする際には、地域移行ホーム、退院支援

しせつとう どういつしきちない いこう しせつ せっち
施設等のように、同一敷地内に移行のための施設を設置するべきではない。

